漁業法第31条に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について (くろまぐろ(小型魚))

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条の規定に基づき、知事管理区分「香川県 全体」におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量等を公表する。

令和7年11月17日

香川県知事 池田 豊人

- 漁獲量等の公表を行う管理区分 香川県全体
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合99.3パーセント(A/B)

※漁 獲 量 (A): 0.9925 トン漁獲可能量 (B): 1.0 トン